

上半期の輸入差止件数が過去最多 1日平均99件、4008点を差し止め

2024年上半期の全国の税関における偽ブランド品などの知的財産侵害物品の輸入差止件数が1万8153件で、前年同期と比べて16.2%増と2年連続で増加し、過去最多を更新したことを、財務省が公表した。輸入差止点数は72万9549点で同5.6%増加し、2年連続で60万点を超えている。これは、1日平均で99件、4008点の知的財産侵害物品の輸入を差し止めていることになる。

仕出国（地域）別にみると、輸入差止件数は、「中国」が1万4704件（構成比81.0%、前年同期比15.7%増）で、引き続き高水準にある。次いで、「ベトナム」が1621件（前年同期比34.7%増）、「マレーシア」が566件（同1564.7%増）、「韓国」が488件（同46.5%増）。輸入差止点数でも、「中国」が63万6977点（構成比87.3%、同0.8%増）と、件数、点数ともに中国を仕出しとするものの構成比が依然高くなっている。知的財産別にみると、輸入差止件数は、偽ブランド品などの「商標権侵害物品」が1万7334件（構成比94.5%、前年同期比15.2%増）で引き続き大半を占め、次いで、偽キャラクターグッズなどの「著作権侵害物品」が685件（前年同期比82.2%増）。輸入差止点数についても、「商標権侵害物品」が25万8527点（構成比35.4%、同▲4.3%減）と最も多く、次いで「特許権侵害物品」が23万561点（同2681.9%増）と増加した。

免税事業者のインボイス登録状況は BtoB中心事業者の73.3%が登録

日本商工会議所・東京商工会議所が発表した「中小企業におけるインボイス制度、電子帳簿保存法、バックオフィス業務の実態調査」結果（有効回答数3149者）によると、インボイス発行事業者への登録状況は、制度導入前、免税事業者だった事業者のうち、BtoB中心事業者では73.3%（「本則課税転換」22.6%、「簡易課税転換」50.7%）、BtoC中心事業者では24.9%（同9.5%、15.4%）がインボイス発行事業者登録を行っている。約26%のBtoB中心事業者がインボイス登録を行わなかったが、その主な理由（複数回答）は、「新たな事務負担が発生」（57.1%）、「新たな税負担が発生」（47.1%）が多くを占め、「取引先からの要請がなかった」も34.3%あった。また、インボイス登録を行わなかった免税事業者のうち、BtoB中心事業者の64.0%が今後登録を検討、BtoC中心事業者の約7割（69.5%）が今後も申請を行わない意向を示している。

免税事業者からインボイス登録（課税転換）した事業者の状況は、「減収」が54.9%。「変わらない」が41.3%で「増収」はわずか3.8%だった。また、免税事業者がインボイス登録した場合、納税額を売上税額の2割に軽減する特例措置（2026年9月末で終了予定）があるが、事業者の85.5%が2割特例を適用し、2割特例を適用した事業者の85.2%が「スムーズに消費税申告できた」と回答した。